

第5章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策等

1 教育・保育の提供区域の設定と見込量の考え方

(1) 区域設定の考え方

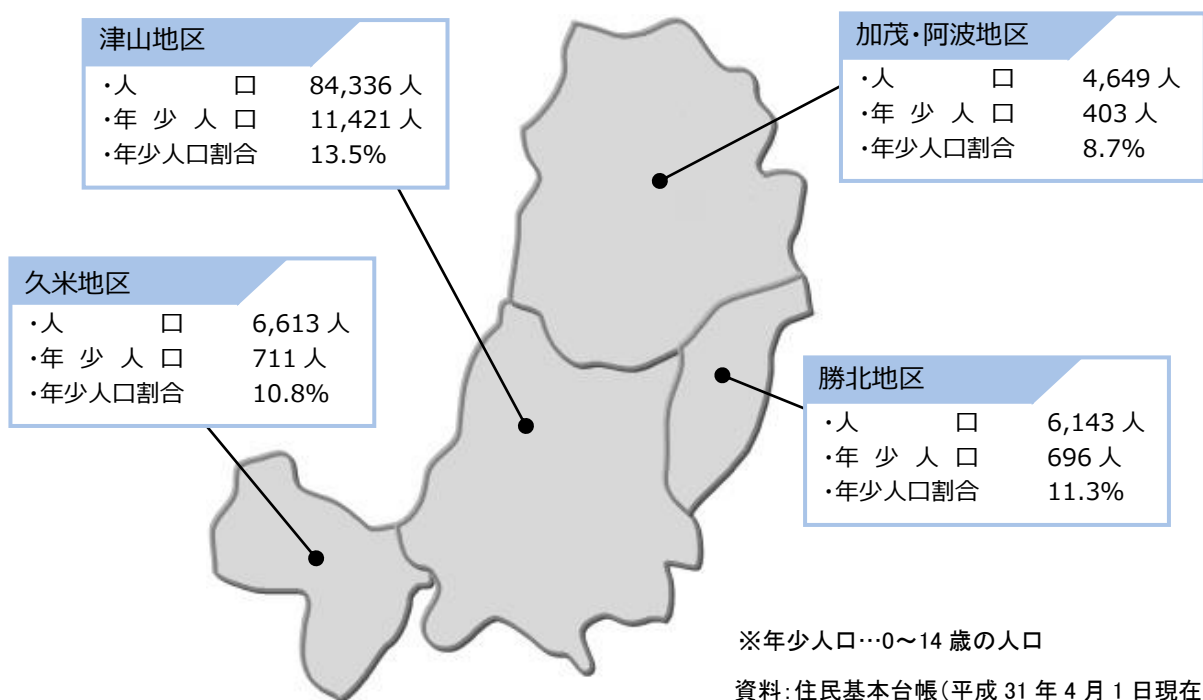
市町村の子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や保護者の利用希望を踏まえた「量の見込み」（利用ニーズ）を設定し、これに対応するための具体的な提供方針としての「確保の内容とその実施時期（以下「確保方策」）」を定めることとされています。

また、この「量の見込み」と「確保方策」を定める単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情にに応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域である「教育・保育提供区域（以下「提供区域」）」を定める必要があります。

本市では、「津山地区」「加茂・阿波地区」「勝北地区」「久米地区」の4つの提供区域を設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業では、事業の性質などから、4地区で一体的に確保方策を定めるものもあります。

■津山市略図



(2) 各地区の教育・保育等の施設（事業）の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在

施設（事業）		津山地区	加茂・阿波地区	勝北地区	久米地区
教育	私立幼稚園数 （定員）	2 園 (355 人)	—	—	—
	公立幼稚園数 （定員）	2 園 (300 人)	—	—	—
保育	私立保育所数 （定員）	21 園 (2,290 人)	—	—	—
	公立保育所数 （定員）	1 園 (120 人)	—	—	1 園 (60 人)
教育・保育	私立認定こども園数 （定員）	2 園 (339 人)	1 園 (110 人)	—	—
	公立認定こども園数 （定員）	—	—	1 園 (230 人)	1 園 (155 人)
主な地域子ども子育て支援事業	子育て支援拠点事業	6 か所	—	1 か所	1 か所
	子育て短期支援事業	3 施設	—	—	—
	ファミリー・サポート・センター	1 か所	—	—	—
	一時預かり事業（幼稚園）	6 園	1 園	1 園	1 園
	一時預かり （保育園（所）・その他）	11 園	1 園	1 園	1 園
	延長保育事業	23 園	1 園	1 園	2 園
	病児保育事業（医療機関）	2 か所	—	—	—
	放課後児童クラブ	22 クラブ (33 クラス)	1 クラブ (1 クラス)	2 クラブ (2 クラス)	2 クラブ (3 クラス)
その他	児童館	2 館	2 館	—	—
	放課後子ども教室	16 教室	1 教室	1 教室	1 教室

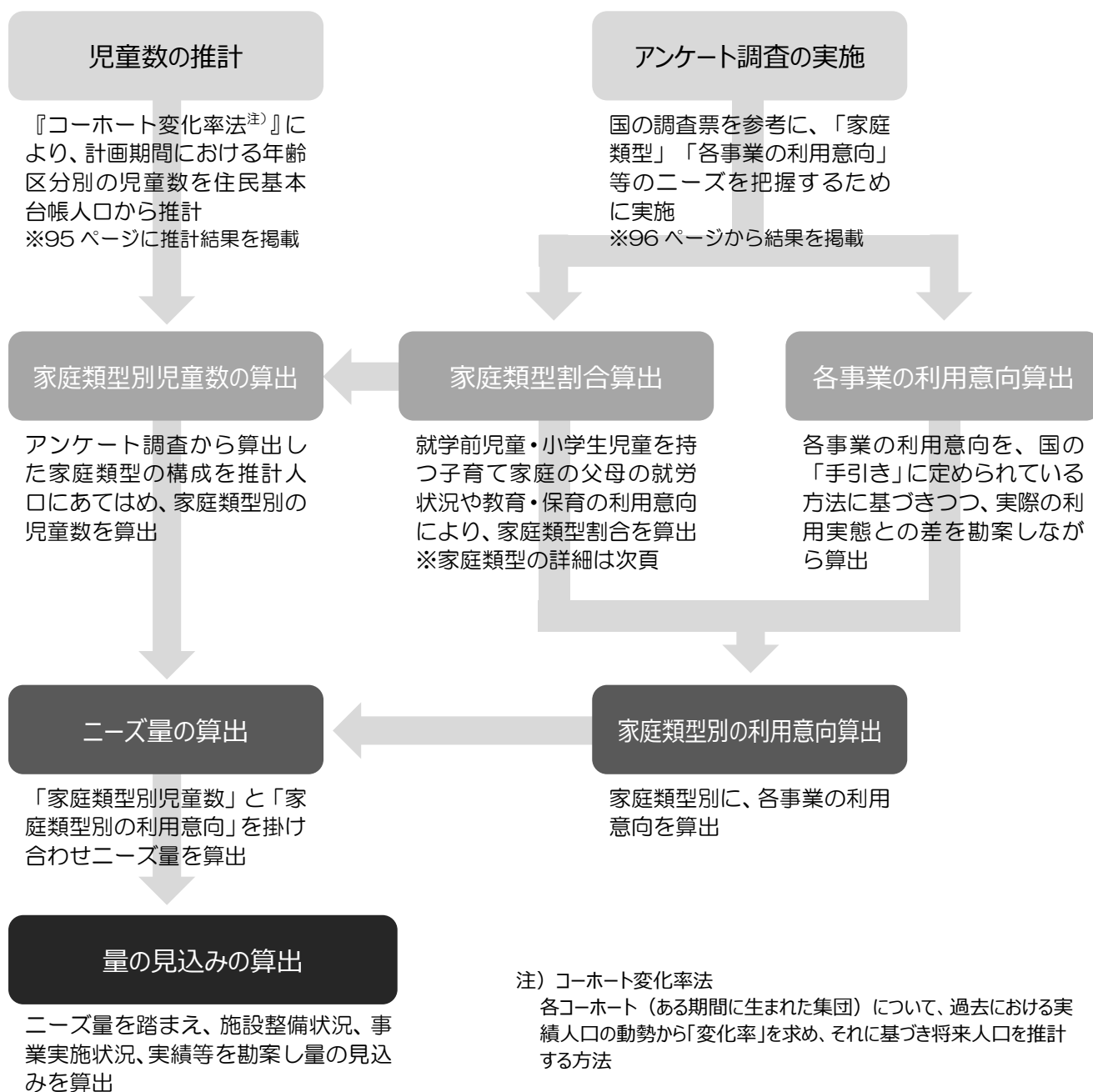
(3) 「量の見込み」の計算方法について

① 基本の計算方法

「量の見込み」については、アンケート調査の結果に基づき、以下の計算式を基本として各事業の見込量を提供区域ごとに算出しました。

なお、ニーズ量は国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月）及び「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための考え方（改訂版）」（平成31年4月）に基づき算出しています。また、利用者支援事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、実費徴収に係る補足給付事業は、アンケート調査の結果によらず「量の見込み」を推計しています。

■ 見込み量算出のプロセス



② 家庭類型の種類について

対象となる子どもの父母の有無や就労状況から「家庭類型」を設定しており、家庭類型の種類は、下記のタイプ A からタイプ F の 8 種類となっています。子ども・子育て支援給付の認定区分は家庭類型ごとに保護者の利用希望等を勘案して設定することとなっています。

保育の必要性の下限時間は 48 時間～64 時間の間で市町村において設定可能であり、本市では下限時間を 48 時間に設定しています。

■家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上 + 48 時間～120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 48 時間未満 + 48 時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦（夫）
タイプ E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上 + 48 時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月 48 時間未満 + 48 時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

■家庭類型と父母の就労の関係

父親 母親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120 時間未満 48 時間以上	48 時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプ B	タイプ C	タイプ C'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプ C	タイプ E			タイプ D
	120 時間未満 48 時間以上					
	48 時間未満	タイプ C'		タイプ E'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプ D			タイプ F

2 幼児期の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、その年齢や保育の必要性の状況に応じて以下の3つの区分のいずれかに認定し、その認定区分に応じて教育・保育等のサービスを提供します。

■認定区分

認定区分	内 容	利用施設
1号	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する就学前子ども (教育標準時間認定)	幼稚園・認定こども園(教育利用)
2号	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育認定)	保育園(所) ・認定こども園(保育利用)
3号	満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育認定)	保育園(所)・認定こども園(保育利用) ・地域型保育(※)

※小規模保育(利用定員6人以上19人以下)、家庭的保育(利用定員5人以下)、事業所内保育(主として従業員の子どもに保育を提供)、居宅訪問型保育(居宅において1対1の保育を提供)の4種類

<確保方策の考え方>

1号認定について、津山地区においては幼稚園や認定こども園での受け入れを行います。加茂・阿波地区、勝北地区、久米地区においても、認定こども園により確保を図ります。

2号認定の幼稚園利用希望者に対しては、私立幼稚園全園及び公立幼稚園で実施している預かり保育により対応します。

2号及び3号認定について、津山地区では、令和2年度ではニーズが定員を超過すると見込まれますが、受け入れ体制の整備による3号認定の定員拡大や、児童数の減少見込に伴うニーズ量の減少傾向が見込まれ、令和3年度以降は定員がニーズを上回る状況になるものと想定しています。

また、加茂・阿波地区、勝北地区、久米地区については、令和2年度から定員がニーズを上回る状況です。

なお、最低基準を満たすことを前提に、一定の範囲内で利用定員を上回る受入が可能となる「定員弾力化」措置があるほか、津山地区の児童が他の地区へ入園するなど提供区域を越えての利用もあるため、いずれの地区も計画期間中の受入に支障は生じません。

《津山地区》

【単位：実利用人数/年】

津山地区		令和 2 年度					令和 3 年度									
		1 号	2 号		3 号		1 号	2 号		3 号						
			教育希望	左記以外	1-2 歳	0 歳		教育希望	左記以外	1-2 歳	0 歳					
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		575	72※	1,482	899	298	552	69※	1,423	865	291					
		計 647※	計 2,679				計 621※	計 2,579								
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	325	1,541		771	258	325	1,536		792	272					
	確認を受けない幼稚園	280	—		—		280	—		—						
	上記以外	0	0		事業所内保育 8		0	0		事業所内保育 8						
	小計	計 605▼ (幼稚園及び預かり保育 72を含む)	計 2,578				計 605▼ (幼稚園及び預かり保育 69を含む)	計 2,608								
②－①		▲42	▲101				▲16	29								
津山地区		令和 4 年度					令和 5 年度									
		1 号	2 号		3 号		1 号	2 号		3 号						
			教育希望	左記以外	1-2 歳	0 歳		教育希望	左記以外	1-2 歳	0 歳					
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		533	67※	1,374	840	285	514	64※	1,324	820	278					
		計 600※	計 2,499				計 578※	計 2,422								
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	335	1,537		798	275	335	1,537		798	275					
	確認を受けない幼稚園	280	—		—		280	—		—						
	上記以外	0	0		事業所内保育 8		0	0		事業所内保育 8						
	小計	計 615▼ (幼稚園及び預かり保育 67を含む)	計 2,618				計 615▼ (幼稚園及び預かり保育 64を含む)	計 2,618								
②－①		15	119				37	196								
津山地区		令和 6 年度														
		1 号	2 号		3 号											
			教育希望	左記以外	1-2 歳	0 歳										
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		496	62※	1,278	802	271										
		計 558※	計 2,351													
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	335	1,537		798	275										
	確認を受けない幼稚園	280	—		—											
	上記以外	0	0		事業所内保育 8											
	小計	計 615▼ (幼稚園及び預かり保育 62を含む)	計 2,618													
②－①		57	267													

※ 2号認定のうち、「幼児期の教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

《加茂・阿波地区》

【単位：実利用人数/年】

加茂・阿波地区		令和 2 年度					令和 3 年度				
		1 号	2 号		3 号		1 号	2 号		3 号	
			教育希望	左記以外	1-2 歳	0 歳		教育希望	左記以外	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		12	2※	46	36	6	12	2※	45	33	6
		計 14※	計 88				計 14※	計 84			
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	18	50		33	9	18	50		33	9
	確認を受けない幼稚園	0	—		—		0	—		—	
	上記以外	0	0		0		0	0		0	
	小計	計 18 (幼稚園及び預かり保育 2 を含む)	計 92				計 18 (幼稚園及び預かり保育 2 を含む)	計 92			
②－①		4	4				4	8			
加茂・阿波地区		令和 4 年度					令和 5 年度				
		1 号	2 号		3 号		1 号	2 号		3 号	
			教育希望	左記以外	1-2 歳	0 歳		教育希望	左記以外	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		12	2※	45	28	5	10	2※	37	24	5
		計 14※	計 78				計 12※	計 66			
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	18	50		33	9	18	50		33	9
	確認を受けない幼稚園	0	—		—		0	—		—	
	上記以外	0	0		0		0	0		0	
	小計	計 18 (幼稚園及び預かり保育 2 を含む)	計 92				計 18 (幼稚園及び預かり保育 2 を含む)	計 92			
②－①		4	14				6	26			
加茂・阿波地区		令和 6 年度									
		1 号	2 号		3 号						
			教育希望	左記以外	1-2 歳	0 歳					
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		9	2※	34	20	4					
		計 11※	計 58								
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	18	50		33	9					
	確認を受けない幼稚園	0	—		—						
	上記以外	0	0		0						
	小計	計 18 (幼稚園及び預かり保育 2 を含む)	計 92								
②－①		7	34								

※2号認定のうち、「幼児期の教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

《勝北地区》

【単位：実利用人数/年】

勝北地区		令和 2 年度					令和 3 年度				
		1 号	2 号		3 号		1 号	2 号		3 号	
			教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		22	0	98	24	17	20	0	89	26	15
		計 22	計 139				計 20	計 130			
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	30	140		50	10	30	140		50	10
	確認を受けない幼稚園	0	—		—		0	—		—	
	上記以外	0	0		0		0	0		0	
	小計	計 30	計 200				計 30	計 200			
②－①		8	61				10	70			
勝北地区		令和 4 年度					令和 5 年度				
		1 号	2 号		3 号		1 号	2 号		3 号	
			教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		18	0	81	24	15	15	0	65	23	14
		計 18	計 120				計 15	計 102			
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	30	140		50	10	30	140		50	10
	確認を受けない幼稚園	0	—		—		0	—		—	
	上記以外	0	0		0		0	0		0	
	小計	計 30	計 200				計 30	計 200			
②－①		12	80				15	98			
勝北地区		令和 6 年度									
		1 号	2 号		3 号						
			教育 希望	左記 以外	1-2 歳	0 歳					
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		15	0	67	21	13					
		計 15	計 101								
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育・保育施設	30	140		50	10					
	確認を受けない幼稚園	0	—		—						
	上記以外	0	0		0						
	小計	計 30	計 200								
②－①		15	99								

《久米地区》

【単位：実利用人数/年】

久米地区		令和2年度					令和3年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		5	2※	100	49	12	5	2※	102	43	12
		計7※	計 161				計7※	計 157			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	15	130		57	13	15	130		57	13
	確認を受けない幼稚園	0	—		—		0	—		—	
	上記以外	0	0		0		0	0		0	
	小計	計15 (幼稚園及び預かり保育2を含む)	計 200				計15 (幼稚園及び預かり保育2を含む)	計 200			
②－①		8	39				8	43			
久米地区		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		5	2※	95	39	12	4	2※	90	39	11
		計7※	計 146				計6※	計 140			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	15	130		57	13	15	130		57	13
	確認を受けない幼稚園	0	—		—		0	—		—	
	上記以外	0	0		0		0	0		0	
	小計	計15 (幼稚園及び預かり保育2を含む)	計 200				計15 (幼稚園及び預かり保育2を含む)	計 200			
②－①		8	54				9	60			
久米地区		令和6年度									
		1号	2号		3号						
			教育希望	左記以外	1-2歳	0歳					
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		4	2※	79	38	11					
		計6※	計 128								
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	15	130		57	13					
	確認を受けない幼稚園	0	—		—						
	上記以外	0	0		0						
	小計	計15 (幼稚園及び預かり保育2を含む)	計 200								
②－①		9	72								

※ 2号認定のうち、「幼児期の教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

《全地区合計》

【単位：実利用人数/年】

全地区合計		令和2年度					令和3年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		614	76%	1,726	1,008	333	589	73%	1,659	967	324
		計690%	計3,067				計662%	計2,950			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	388	1,861		911	290	388	1,856		932	304
	確認を受けない幼稚園	280	—		—		280	—		—	
	上記以外	0	0		事業所内保育8		0	0		事業所内保育8	
	小計	計668▼ (幼稚園及び預かり保育76を含む)	計3,070				計668▼ (幼稚園及び預かり保育73を含む)	計3,100			
②－①		▲22	3				6	150			
全地区合計		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1-2歳	0歳		教育希望	左記以外	1-2歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		568	71%	1,595	931	317	543	68%	1,516	906	308
		計639%	計2,843				計611%	計2,730			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	398	1,857		938	307	398	1,857		938	307
	確認を受けない幼稚園	280	—		—		280	—		—	
	上記以外	0	0		事業所内保育8		0	0		事業所内保育8	
	小計	計678▼ (幼稚園及び預かり保育71を含む)	計3,110				計678▼ (幼稚園及び預かり保育68を含む)	計3,110			
②－①		39	267				67	380			
全地区合計		令和6年度									
		1号	2号		3号						
			教育希望	左記以外	1-2歳	0歳					
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		524	66%	1,458	881	299					
		計590%	計2,638								
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	398	1,857		938	307					
	確認を受けない幼稚園	280	—		—						
	上記以外	0	0		事業所内保育8						
	小計	計678▼ (幼稚園及び預かり保育66を含む)	計3,110								
②－①		88	472								

※2号認定のうち、「幼児期の教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。「母子保健型」は、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的な相談支援を行います。

＜確保方策の考え方＞

津山すこやか・こどもセンター、加茂支所、勝北支所及び久米支所の4か所において、引き続き、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や子育てに関する相談等を実施し、利用者の支援を進めます。

特に、津山すこやか・こどもセンターは、関連情報の集約・発信や関係施設・機関との連絡調整を行うなど、本市の子ども・子育て支援の中核的施設としての役割を担います。

また、津山すこやか・こどもセンター内に設置された「母子保健型」の津山市子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を実施します。

① 利用者支援事業（一般型）

【単位：必要施設数】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津山地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
加茂・阿波地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
勝北地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
久米地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
量の見込み（全地区合計）	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
確保方策（箇所数）	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

② 利用者支援事業（母子保健型）

【単位：必要施設数】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全地区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
量の見込み（全地区合計）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策（箇所数）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<確保方策の考え方>

私立保育園1園、公立保育所・公立認定こども園3園、公立幼稚園2園、親子ひろば「すくすく」及び親子ひろば「わくわく」の8か所において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場やイベント等の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談への対応や地域への出前保育等を実施し、子育て支援を進めます。

【単位：延べ利用人数/月】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津山地区	4,097 人日	3,962 人日	3,861 人日	3,774 人日	3,689 人日
加茂・阿波地区	48 人日	45 人日	38 人日	33 人日	29 人日
勝北地区	166 人日	172 人日	160 人日	150 人日	140 人日
久米地区	330 人日	297 人日	280 人日	274 人日	267 人日
量の見込み(全地区合計)	4,641 人日	4,476 人日	4,339 人日	4,231 人日	4,125 人日
確保方策(箇所数)	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

<確保方策の考え方>

医療機関等への委託による実施を継続し、対象者の確実な受診に向けた勧奨に努め、母子の健康の確保と経済的負担の軽減を図ります。

【単位：延べ利用人数/年】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津山地区	8,023 人回	7,825 人回	7,651 人回	7,477 人回	7,291 人回
加茂・阿波地区	199 人回	186 人回	161 人回	149 人回	137 人回
勝北地区	360 人回	335 人回	323 人回	298 人回	273 人回
久米地区	335 人回	323 人回	323 人回	311 人回	298 人回
量の見込み(全地区合計)	8,917 人回	8,669 人回	8,458 人回	8,235 人回	7,999 人回
確保方策					
実施場所	県内委託契約医療機関等		実施体制	左記機関等への委託	
検査項目	妊婦一般健康診査 (尿化学検査、血液検査、超音波検査等)		実施時期	随時	

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

<確保方策の考え方>

本市所属保健師を中心とした訪問と地域の愛育委員による訪問の体制を継続し、すべての対象家庭への実施をめざすとともに、保護者の子育てに関する様々な不安や悩みの解消に努めます。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげることで、健やかな育成環境の確保を図ります。

【単位：実利用人数/年】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津山地区	646 人	630 人	616 人	602 人	587 人
加茂・阿波地区	16 人	15 人	13 人	12 人	11 人
勝北地区	29 人	27 人	26 人	24 人	22 人
久米地区	27 人	26 人	26 人	25 人	24 人
量の見込み（全地区合計）	718 人	698 人	681 人	663 人	644 人
確保方策					
実施体制	直営（保健師対応・一部委託）		実施機関	市	
委託団体等	保健師・助産師・看護師・保育士・愛育委員				

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

<確保方策の考え方>

本市所属保健師による訪問を継続し、すべての対象家庭への実施をめざすとともに、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。

【単位：実利用人数/年】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津山地区	205人	198人	192人	186人	181人
加茂・阿波地区	6人	6人	5人	4人	4人
勝北地区	11人	10人	9人	8人	8人
久米地区	11人	10人	10人	9人	9人
量の見込み(全地区合計)	233人	224人	216人	207人	202人
確保方策					
実施体制	直営(保健師対応)		実施機関	市	

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ））です。

<確保方策の考え方>

児童の養育に支障が生じないように、現在委託している3つの福祉施設による受入体制を維持します。

【単位：延べ利用人数/年】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津山地区	84 人日	83 人日	81 人日	80 人日	79 人日
加茂・阿波地区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
勝北地区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
久米地区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
量の見込み（全地区合計）	84 人日	83 人日	81 人日	80 人日	79 人日
確保方策（箇所数）	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

<確保方策の考え方>

依頼会員の居住地区に関わりなく利用できる体制の強化や、他の事業では対応できないような細やかで多様な一時預かり等のニーズが充足されるよう、制度の周知啓発、会員相互の親睦や提供会員の保育・育児に係るスキルアップを図り、会員組織の一層の拡大を図ります。

【単位：延べ利用人数/年】

津山地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	944 人日	946 人日	947 人日	941 人日	932 人日
確保方策	944 人日	946 人日	947 人日	941 人日	932 人日

加茂・阿波地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	41 人日	41 人日	41 人日	40 人日	40 人日
確保方策	41 人日	41 人日	41 人日	40 人日	40 人日

勝北地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	66 人日	66 人日	66 人日	65 人日	65 人日
確保方策	66 人日	66 人日	66 人日	65 人日	65 人日

久米地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日	59 人日
確保方策	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日	59 人日

全地区合計	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,111 人日	1,113 人日	1,114 人日	1,106 人日	1,096 人日
確保方策	1,111 人日	1,113 人日	1,114 人日	1,106 人日	1,096 人日

(8) 一時預かり事業

保護者が急な用事などで保育ができないときや、在宅で育児をしている保護者がリフレッシュしたいときなどに、主として昼間において、幼稚園・保育園（所）その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 一時預かり事業（幼稚園型）

＜確保方策の考え方＞

津山地区では私立幼稚園2園と公立幼稚園2園、認定こども園2園で実施、加茂・阿波地区、勝北地区及び久米地区については、認定こども園各1園で実施しており、現体制で対応します。

【単位：延べ利用人数/年】

津山地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13,455 人日	13,232 人日	13,013 人日	12,685 人日	12,475 人日
1号利用	3,616 人日	3,556 人日	3,497 人日	3,409 人日	3,352 人日
2号利用	9,839 人日	9,676 人日	9,516 人日	9,276 人日	9,123 人日
確保方策	13,455 人日	13,232 人日	13,013 人日	12,685 人日	12,475 人日

加茂・阿波地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	894 人日	878 人日	864 人日	842 人日	829 人日
1号利用	123 人日	120 人日	118 人日	115 人日	114 人日
2号利用	771 人日	758 人日	746 人日	727 人日	715 人日
確保方策	894 人日	878 人日	864 人日	842 人日	829 人日

勝北地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	192 人日	189 人日	185 人日	181 人日	178 人日
1号利用	14 人日	14 人日	13 人日	13 人日	13 人日
2号利用	178 人日	175 人日	172 人日	168 人日	165 人日
確保方策	192 人日	189 人日	185 人日	181 人日	178 人日

久米地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	212 人日	209 人日	206 人日	201 人日	197 人日
1号利用	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日
2号利用	207 人日	204 人日	201 人日	196 人日	192 人日
確保方策	212 人日	209 人日	206 人日	201 人日	197 人日

(次ページへ続く)

全地区合計	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	14,753 人日	14,508 人日	14,268 人日	13,909 人日	13,679 人日
1号利用	3,758 人日	3,695 人日	3,633 人日	3,542 人日	3,484 人日
2号利用	10,995 人日	10,813 人日	10,635 人日	10,367 人日	10,195 人日
確保方策	14,753 人日	14,508 人日	14,268 人日	13,909 人日	13,679 人日

② 一時預かり事業（一般型等）

＜確保方策の考え方＞

保育園（所）や認定こども園の一時預かり事業は全地区で実施されており、現状の体制で対応するとともに必要に応じて実施園の拡大を検討します。

※ファミリー・サポート・センターの考え方については、（7）に記載しています。

【単位：延べ利用人数/年】

津山地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7,744 人日	7,622 人日	7,508 人日	7,387 人日	7,298 人日
確保方策	7,744 人日	7,622 人日	7,508 人日	7,387 人日	7,298 人日
保育園(所)等での一時預かり	6,887 人日	6,778 人日	6,677 人日	6,569 人日	6,490 人日
ファミリー・サポート・センター	857 人日	844 人日	831 人日	818 人日	808 人日

加茂・阿波地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	67 人日	66 人日	66 人日	65 人日	63 人日
確保方策	67 人日	66 人日	66 人日	65 人日	63 人日
保育園(所)等での一時預かり	52 人日	51 人日	51 人日	50 人日	49 人日
ファミリー・サポート・センター	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日	14 人日

勝北地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	122 人日	120 人日	118 人日	116 人日	115 人日
確保方策	122 人日	120 人日	118 人日	116 人日	115 人日
保育園(所)等での一時預かり	119 人日	117 人日	115 人日	113 人日	112 人日
ファミリー・サポート・センター	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日

久米地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	158 人日	155 人日	152 人日	150 人日	149 人日
確保方策	158 人日	155 人日	152 人日	150 人日	149 人日
保育園(所)等での一時預かり	144 人日	142 人日	139 人日	137 人日	136 人日
ファミリー・サポート・センター	14 人日	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日

（次ページへ続く）

全地区合計	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8,091 人日	7,963 人日	7,844 人日	7,718 人日	7,625 人日
確保方策	8,091 人日	7,963 人日	7,844 人日	7,718 人日	7,625 人日
保育園(所)等での一時預かり	7,202 人日	7,088 人日	6,982 人日	6,869 人日	6,787 人日
ファミリー・サポート・センター	889 人日	875 人日	862 人日	849 人日	838 人日

(9) 延長保育事業

2号・3号認定を受けた子どもについて、通常の利用時間帯以外において、保育園（所）等で保育を実施する事業です。

＜確保方策の考え方＞

全保育園（所）・認定こども園で実施しており、引き続きニーズの充足に努めます。

【単位：実人数/年】

津山地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,197 人	1,152 人	1,117 人	1,084 人	1,052 人
確保方策	1,197 人	1,152 人	1,117 人	1,084 人	1,052 人

加茂・阿波地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	31 人	30 人	27 人	23 人	21 人
確保方策	31 人	30 人	27 人	23 人	21 人

勝北地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	33 人	32 人	29 人	25 人	25 人
確保方策	33 人	32 人	29 人	25 人	25 人

久米地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	83 人	81 人	75 人	73 人	66 人
確保方策	83 人	81 人	75 人	73 人	66 人

全地区合計	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,344 人	1,295 人	1,248 人	1,205 人	1,164 人
確保方策	1,344 人	1,295 人	1,248 人	1,205 人	1,164 人

(10) 病児保育事業

病児について、医療機関等に付設された専用スペース又は病児保育のための専用施設において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

<確保方策の考え方>

医療機関2か所で、生後7か月の乳児から小学校6年生までを対象として実施しており、引き続き現状の体制維持と利便性の向上、事業の周知に取り組みます。

【単位：延べ利用人数/年】

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津山地区	1,286 人日	1,395 人日	1,498 人日	1,590 人日	1,682 人日
加茂・阿波地区	26 人日	28 人日	30 人日	32 人日	34 人日
勝北地区	47 人日	51 人日	55 人日	58 人日	61 人日
久米地区	62 人日	67 人日	72 人日	77 人日	81 人日
量の見込み（全地区合計）	1,421 人日	1,541 人日	1,655 人日	1,757 人日	1,858 人日
確保方策（箇所数）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

<確保方策の考え方>

利用ニーズに応じた施設の整備等を行うことで実施クラス数の拡充を図るとともに、放課後子ども教室との一体的な実施など実施内容の充実や、研修等による支援員の資質向上や処遇改善によるクラブの安定的な運営に向けた支援を行います。

【単位：実人数/年】

津山地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,348 人	1,383 人	1,397 人	1,410 人	1,406 人
1～3年生	1,013 人	1,036 人	1,031 人	1,034 人	1,008 人
4～6年生	335 人	347 人	366 人	376 人	398 人
確保方策	1,348 人	1,383 人	1,397 人	1,410 人	1,406 人
1～3年生	1,013 人	1,036 人	1,031 人	1,034 人	1,008 人
4～6年生	335 人	347 人	366 人	376 人	398 人

（次ページへ続く）

加茂・阿波地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	47人	42人	40人	39人	36人
1～3年生	30人	25人	22人	26人	25人
4～6年生	17人	17人	18人	13人	11人
確保方策	47人	42人	40人	39人	36人
1～3年生	30人	25人	22人	26人	25人
4～6年生	17人	17人	18人	13人	11人

勝北地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	69人	66人	64人	70人	65人
1～3年生	53人	49人	46人	50人	46人
4～6年生	16人	17人	18人	20人	19人
確保方策	69人	66人	64人	70人	65人
1～3年生	53人	49人	46人	50人	46人
4～6年生	16人	17人	18人	20人	19人

久米地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	109人	100人	99人	95人	95人
1～3年生	84人	74人	71人	66人	69人
4～6年生	25人	26人	28人	29人	26人
確保方策	109人	100人	99人	95人	95人
1～3年生	84人	74人	71人	66人	69人
4～6年生	25人	26人	28人	29人	26人

全地区合計	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,573人	1,591人	1,600人	1,614人	1,602人
1～3年生	1,180人	1,184人	1,170人	1,176人	1,148人
4～6年生	393人	407人	430人	438人	454人
確保方策	1,573人	1,591人	1,600人	1,614人	1,602人
1～3年生	1,180人	1,184人	1,170人	1,176人	1,148人
4～6年生	393人	407人	430人	438人	454人

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得等の状況に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費等に要する費用の一部を市が補助します。

<確保方策の考え方>

引き続き、対象者に対する補助を実施します。

全地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	事業実施	事業実施	事業実施	事業実施	事業実施

4 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園とは、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。そのため、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園は、地域の子育てを支援する役割も担っており、園に通っていない子どもの家庭であっても、子育て相談や親子の交流の場への参加が可能です。

現在、本市には幼保連携型認定こども園が2園、保育所型認定こども園が3園、設置・運営されています。認定こども園は、保育園（所）・幼稚園利用者のうち就労状況が変わった方への対応を図る上で有効な施設であり、多様な教育・保育ニーズに適切に応じられるよう、ニーズ量を適切に把握し、必要に応じて認定こども園の設置を検討します。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

子育てを取り巻く環境は日々変化しています。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民から子育てに対する助言や支援が得にくく、また共働き家庭の増加や非正規雇用割合の高まり等を背景とした経済的な格差の広がりなど、社会経済状況の変化も相まって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

このような状況にあっても、保護者が子育ての第一義的責任をもち、家庭が教育の原点であり出発点であるとの認識の下、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、子ども・子育て支援施策の中核的事業である教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を強力に推進していく必要があります。

① 教育・保育の役割等

幼児期の子ども・子育て支援の中核となる保育園（所）・幼稚園・認定こども園では、受け入れる乳幼児の対象年齢や保育時間、保護者の就労状況に違いはありますが、国が定めている「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の中で示されているとおり、教育のねらい及び内容は平成20年3月からほぼ統一されています。そのため、養護と教育が一体となった質の高い保育実践を推進し、すべての子どもが望ましい教育・保育を等しく受けられる環境づくりに努め、すべての子どもに質の高い幼児期の教育及び保育を総合的に提供します。

また、各施設の役割や特長を十分発揮して幼児期の教育・保育の質の向上を図るとともに、各園における地域の子育て支援のセンター的機能と役割を強化し、多様化する保育ニーズに適切に対応していきます。

さらに、「津山市における幼児教育の理念と展望」でうたわれているように、人生の最初期の教育を津山で受けることの意味の大きさを考え、一人一人の子どもにとっての最善の利益とは何かを常に念頭におき、地域の実情に応じた教育・保育環境の整備を進めます。

② 地域子ども・子育て支援事業の役割等

地域子ども・子育て支援事業については、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭と子どもを対象に、子どもの健やかな成長の保障と保護者の子育て相談や保護者同士での交流等のニーズの充足をめざし、妊娠・出産期から学童期までの切れ目のない支援を提供するため、関連事業の質と量の向上を図るとともに、特別な支援の必要な保護者や子どもに適切な支援が行き届くよう、保護者や地域の協力を得ながら支援体制の充実を図ります。

（３）地域における教育・保育及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、保育園（所）及び幼稚園等と小学校等との連携の推進方策

本市では、「これからの津山市の幼児教育のあり方について」[P.38 参照]の理念を受け継いで作成した「津山市における就学前教育・保育カリキュラム」に基づき、保育園（所）と幼稚園、認定こども園、また、公立と私立の別なく、すべての施設でこのカリキュラムの活用と検証に取り組んでいます。これらの積み重ねや合同研修、公開保育の実施により、本市における教育・保育内容の統合と水準の向上を図ります。

また、発達や学びの連続性を踏まえ、保育園（所）・幼稚園・認定こども園における教育・保育から小学校における教育へと円滑に移行できるよう、保育士・幼稚園教諭と小学校教諭の合同の研修会を実施しているほか、市内の保育園（所）・幼稚園・認定こども園・小学校（以下、「保幼こ小」という。）には保幼こ小連携の担当者を配置しており、各地域で交流・連携が進められています。今後も保幼こ小合同での研修等により、相互の教育・保育内容に関する情報交換や課題の共有を行う場づくりを進めるとともに、障害や不登校など、特別な支援の必要な子どもが切れ目のない支援を受けられるよう、連携を強化していきます。

なお、本市では、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業等）のうち、事業所内保育事業が実施されています。今後、特定地域型保育事業の実施を希望する事業者があり、その必要性が認められる場合は、実施に向けて支援を検討します。

（４）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

国では、急速な少子化の進行や幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年10月から、保育園（所）・幼稚園・認定こども園等や幼稚園の預かり保育の利用料について、対象の範囲内での無償化を開始しました。本市においても、施設等利用給付を行うに当たり、各事業者に対する確認や認定、利用費の支払いを円滑に行い、幼児教育・保育に係る保護者の費用負担の軽減を図ります。

5 子ども・子育て支援事業計画の円滑な運用に向けた取組

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市では、産後の休業や育児休業明けに希望に応じて円滑に保育園（所）等の保育事業を利用できるよう、これらの休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を津山市子育て世代包括支援センターや市の各支所、子育て支援センターで行っています。今後も、産後の休業や育児休業を安心して取得できるようにするため、本市の子育て支援サービスに関する情報の集約・提供と相談支援を充実していきます。

また、0～2歳児の保育園（所）・認定こども園利用希望が増えていることも考慮し、第5章2の目標事業量に基づき、必要な保育環境の整備を進めていきます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する岡山県が行う施策との連携

① 児童虐待防止対策の充実

全国的に児童虐待に関する相談件数は増大しており、また虐待死亡事例に占める0歳児の割合も高いことから、妊娠期や出産後間もない時期の早い段階から虐待の発生予防と早期の対応が求められています。本市においても、要保護児童対策地域協議会や子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センターを核に、虐待の発生予防、早期発見、早期対応を進め、庁内の関係部局、関係機関等との間での情報共有やケース対応に際しての連携を密に行います。

今後も、産婦、妊婦及び乳幼児健康診査や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業等の取組を通じて養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭の把握に努め、必要に応じて児童相談所の機能を活用しながら、養育支援事業等の必要な支援につなげていきます。

また、専門性を有する職員の配置や県等が実施する講習会への職員の参加などを通じ、市の体制強化、職員の資質向上を図るほか、里親制度の広報、啓発等における県との連携により、地域における社会的養育の体制づくりを進めていきます。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

※次項「6 ひとり親家庭等の自立支援」に記載しています。

③ 障害児施策の充実等

子どもの障害の早期発見及び療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等を継続して推進するとともに、幼児・児童の発達についての保護者の不安や悩みに対しては、市の教育相談や保育園（所）・幼稚園・認定こども園での療育相談を行うほか、保健所の総合相談の活用等、連携を図ります。

また、障害児等の特別な支援が必要な子どもの個々の自立に向けた生活支援と集団生活への適応をめざし、保健所と共同で家庭訪問を実施し育児支援に当たるとともに、児童発達支援事業や津山市

特別支援教育推進センター通級指導教室幼児部（西・北小学校）等による療育や教育を推進します。また、医療的ケアを必要とする児童が地域で生活するために必要な支援体制の整備・強化に努めます。

保育園（所）・幼稚園・認定こども園における特別な支援が必要な子どもの保育については、人員配置の充実をめざすほか、保育士、幼稚園教諭等の資質や専門性の向上を図るため、特別支援教育に関する研修会や巡回指導を実施するとともに、特別な配慮が必要な子ども一人一人に対して個別的教育支援計画・指導計画を作成し、障害の程度に応じた適切な支援やインクルーシブ教育を進めます。

発達障害等のある子どもに対する必要な支援が円滑に行われるためには、発達障害等に関する社会的理解を広げる必要があります。そのため、発達障害や障害児への福祉・教育施策についての啓発活動の推進にも努めます。

（３）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働く方々が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

また、「男女共同参画社会」や「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現に向け、個人や事業者を対象とした啓発講座等を実施するとともに、企業や団体等の取組について、全国の優良事例を情報提供するほか、国や県の認証・認定制度や表彰制度の紹介や推薦、事業者へのアドバイザー派遣やワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度などにより、事業者の自主的な取組を促進します。

このほかにも、津山広域事務組合と連携を図りながら、「広域行政ホットニュース」への掲載などを通じ、これらの事業の広報・啓発活動に積極的に取り組みます。

また、延長保育や休日保育といった多様な保育サービスの充実や放課後児童クラブの拡充など、様々な働き方に対応した子育て支援サービスの推進・啓発にも努めます。

6 ひとり親家庭等の自立支援（津山市ひとり親家庭等自立促進計画）

ひとり親家庭等（母子・父子家庭及び寡婦）の子どもの健やかな成長を確保するため、ひとり親家庭等の自立を支援し、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的として、本項を母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定される自立促進計画「津山市ひとり親家庭等自立促進計画」とします。

ひとり親家庭等の自立のためには、子育てや生活支援とともに、就労支援等の総合的で細やかな支援策の推進が必要であり、本計画では、次の視点に基づいて自立支援施策を展開し、計画的な推進を図ることとします。

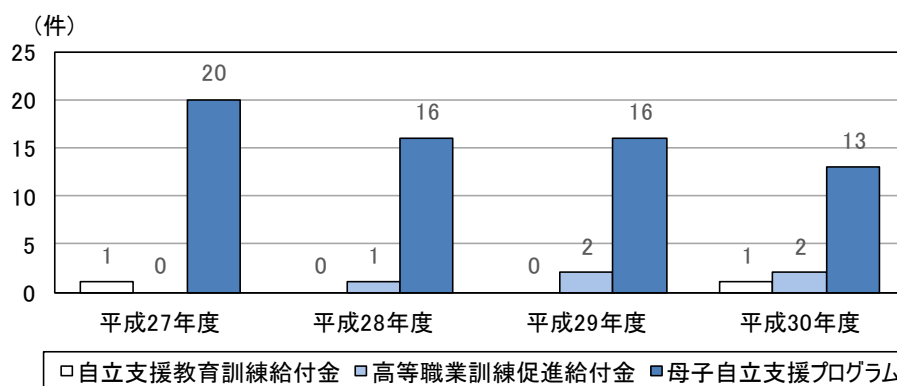
（１）就労支援の充実

ひとり親家庭が自立した生活を送るためには、より良い雇用条件で就業し、安定した収入を確保することが必要です。

就職に有利な資格取得に向け、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を実施し、職業能力の開発や向上を支援します。

また、個々のニーズや事情に即した就職活動が円滑に進むよう、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら早期就職を支援し、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。

■就労に係る自立支援事業の実施件数



（２）子育てや生活支援の推進

ひとり親家庭等が安心して生活するためには、子育てや家事と仕事が両立する環境が必要です。

保育園（所）・認定こども園への優先入所や保育料負担の軽減など、多様なニーズに対応した子育て支援施策の充実を図ります。

また、DV被害者が安心して生活できる場の確保など、生活面での支援を行います。

(3) 相談体制の充実と積極的な情報提供

ひとり親家庭等には、養育費等の離婚に関わること、子育て、仕事、DVなどの様々な悩み事や困り事について気軽に相談できる体制が必要です。

現在、津山すこやか・こどもセンターに母子父子自立支援員を配置し、スキルアップを図りながら相談しやすい環境を提供しているほか、弁護士による無料法律相談も実施しています。

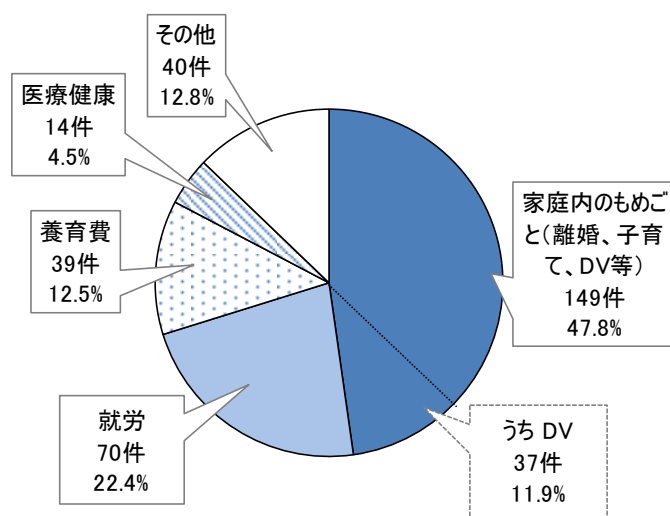
今後も、ひとり親家庭等のニーズにあった情報や支援制度が漏れなく提供されるよう、相談機能を強化するとともに、庁内関係部局や岡山県等の関係機関との連携を深め、総合的な相談支援の質・量の充実を図ります。

また、ひとり親家庭に対する子育て情報や支援施策、支援活動に関する広報活動に積極的に取り組みます。

■津山市における母子父子自立支援員への相談状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数（件）	720	923	653	732	572

■相談件数のうち、生活一般の相談内容（平成 30 年度：312 件）【単位：件】



(4) 経済的支援の推進

ひとり親家庭等の経済的自立を図るためには、就労支援に加え、各種の福祉制度の活用が必要です。

岡山県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度等の各種福祉資金の貸付や児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成、遺児激励金の支給等に関する情報提供や制度の有効活用を促進します。

■ 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費公費負担制度にみるひとり親家庭等の推移

区分（単位）		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
世帯総数（世帯）		44,485	44,647	44,713	44,778	44,988
児童扶養手当 （世帯）	母子世帯	1,062	1,035	1,015	981	927
	父子世帯	94	88	81	80	71
	養育者	3	2	1	2	0
	計	1,159	1,125	1,097	1,063	998
ひとり親家庭等 医療（人）	親	993	976	951	908	856
	児童	1,588	1,583	1,558	359	357
	計	2,581	2,559	2,509	1,267	1,213

※世帯総数は各年度 4 月 1 日の世帯数

※児童扶養手当の受給者数は各年度末の人数（高校 3 年生の年齢到達による資格喪失を反映したもの）

※ひとり親家庭等医療費の受給者数は各年度末の人数（高校 3 年生の年齢到達による資格喪失を含まない）

※平成 29 年度以降のひとり親家庭等医療の人数は、子ども医療の資格を有する児童数を除く

7 子どもの貧困対策（津山市子どもの貧困対策推進計画）

子どもの貧困が大きな社会問題となる中、平成 26 年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、また「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されるなど、国における子どもの貧困対策が推進されています。

しかしながら、「平成 28 年国民生活基礎調査（厚生労働省）」によると、わが国の子どもの貧困率は 13.9%と、前回調査と比べると改善が見られたものの、子どものおよそ 7 人に 1 人が貧困状態にあるという厳しい水準にあります。

子どもたちの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が親から子どもへと世代を超えて連鎖をすることがないようにするため、本項を子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定される子どもの貧困対策についての計画「津山市子どもの貧困対策推進計画」と位置づけるとともに、地域の実情に応じた実効性のある取組を推進します。

（1）津山市における子どもの貧困を取り巻く現状

1 生活保護世帯の子どもの数

生活保護世帯における子どもの数は、平成 26 年度は 48 人、平成 30 年度は 33 人と、5 年間で 15 人減少しています。

生活保護全体の世帯数は減少傾向にあり、被保護世帯における子どもの数についても、同様の傾向が見受けられます。

区分（単位）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保護世帯数（世帯）	729	698	682	693	689
ア 未就学児（人）	11	8	10	10	9
イ 小学生（人）	18	15	5	9	5
ウ 中学生（人）	7	7	10	11	12
エ 高校生（人）	12	8	7	6	7
ア～エ 合計（人）	48	38	32	36	33

2 児童扶養手当受給世帯の子どもの数

児童扶養手当受給世帯における子どもの数は、平成 26 年度は 1,785 人、平成 30 年度は 1,561 人と、5 年間で約 220 人減少しています。

児童扶養手当を受給する世帯数は減少傾向にあり、受給世帯における子どもの数についても、同様の傾向が見受けられます。

区分（単位）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給世帯数（世帯）	1,159	1,125	1,097	1,063	998
対象児童数（人）	1,785	1,759	1,724	1,678	1,561

3 就学援助を受けた児童生徒の数

就学援助を受けている児童生徒は、平成 26 年度は 1,357 人、平成 30 年度は 1,193 人と、5 年間で約 160 人減少しています。

また、児童生徒の総数に対して認定者数の占める割合は、平成 26 年度に 15.0%であるのに対し、平成 30 年度は 14.4%と減少傾向にあります。

区分（単位）	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童生徒総数（人）	9,032	8,914	8,689	8,441	8,249
就学援助認定者数（人）	1,357	1,314	1,250	1,255	1,193
認定者数の占める割合	15.0%	14.7%	14.3%	14.7%	14.4%

（2）津山市における子どもの貧困対策への取組

本市では、子どもの貧困対策の取組を進めるため、「子供の貧困対策に関する大綱」に掲げられた「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」の4点を重点施策とし、「子どもの貧困対策連絡会議」※での協議を踏まえ、関係機関と連携しながら様々な事業を効果的に実施していきます。

※「子どもの貧困対策連絡会議」については、52 ページ参照

1 教育の支援

家庭の状況に関わらず、すべての子どもが夢と希望を持てるように、教育の支援に取り組みます。

【関連事業・施策：幼児教育・保育の無償化（86 ページ参照）、放課後子ども教室（46 ページ参照）】

2 生活の安定に資するための支援

すべての子どもが安心して生活できるよう、子どもの居場所づくりや保護者の生活不安の解消に努めます。

【関連事業・施策：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（46 ページ参照）、生活困窮者自立相談支援事業（52 ページ参照）】

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

収入の増加と生活の安定を図るため、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、保護者に対する就労支援に取り組みます。

【関連事業・施策：ひとり親家庭の父や母の就労支援（52 ページ参照）、ひとり親家庭の相談体制の充実（51 ページ参照）】

4 経済的支援

ひとり親世帯など経済的に不安を抱えている世帯に対して、各種手当等の給付や貸付制度により、経済的な負担の軽減を図ります。

【関連事業・施策：生活保護（52 ページ参照）、児童扶養手当（51 ページ参照）、ひとり親家庭等医療費助成（51 ページ参照）、養育費確保支援事業（52 ページ参照）、就学援助（52 ページ参照）】